

概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

支給手続き

- 最近3か月の生産指標が前年同期と比較して10%以上減少していること等の支給要件を確認。
- 休業等を実施する前に、実施計画(月単位)を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請を行う。

助成内容等

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
 - ・ 大企業:1/2 中小企業:2/3
ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(7,830円)を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
 - ・ 1人1日当たり 大企業:2,000円 中小企業:3,000円
(事業所内訓練については、大企業:1,000円 中小企業:1,500円)

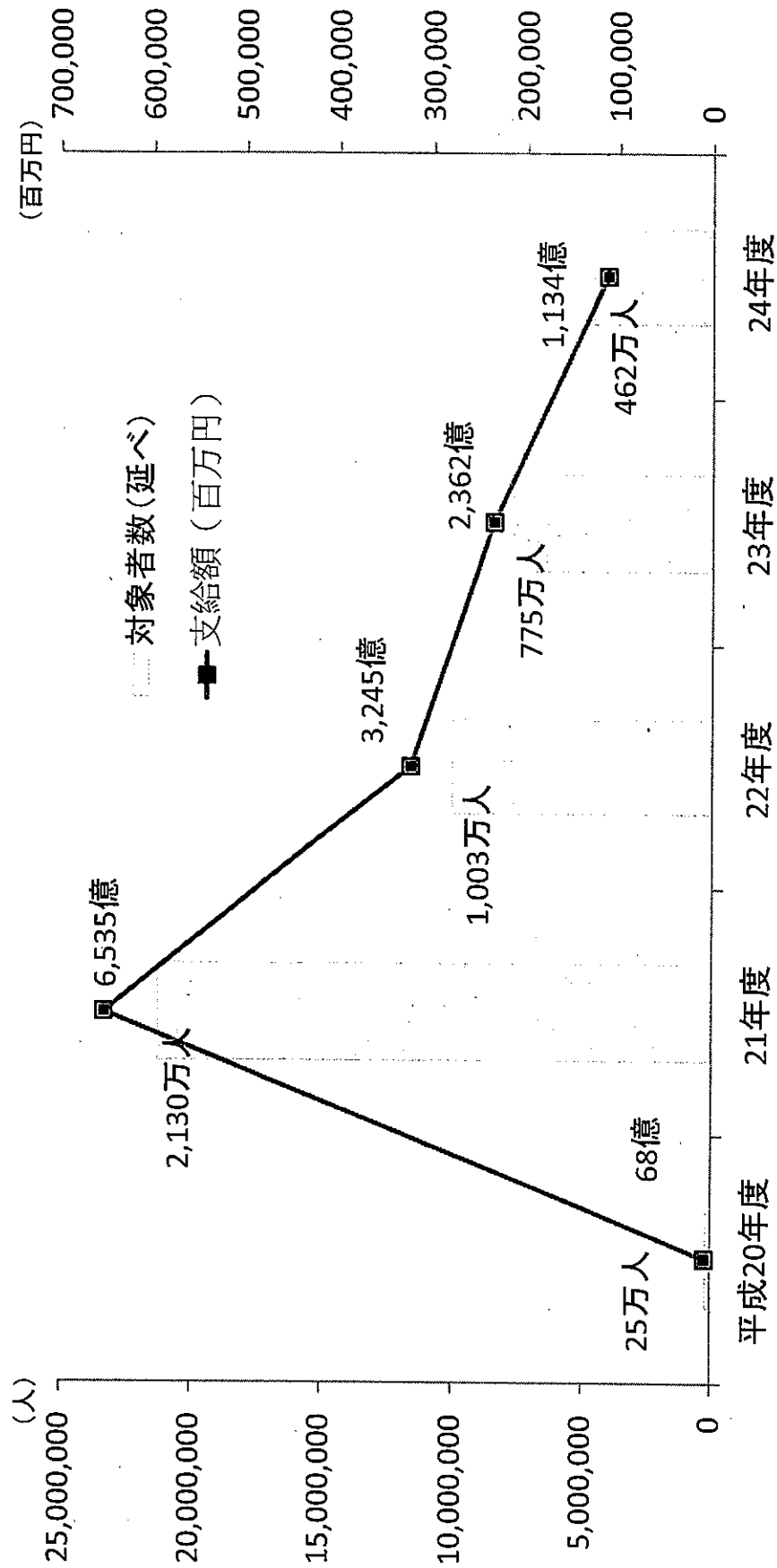
実績

- ピーク時は、実施計画ベースの事業所数は約84,000事業所(平成21年10月)、休業等の対象者数は約253万人(平成21年4月)。
- 本年6月現在の実施計画ベースの事業所数は約19,000事業所、休業等の対象者数は約37万人。

雇用調整助成金の実績の推移

●雇用調整助成金の支給決定状況(平成20年度～24年度)

| | 平成20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|----------|---------|------------|------------|-----------|-----------|
| 対象者数(延べ) | 254,181 | 21,298,449 | 10,034,336 | 7,748,094 | 4,619,676 |
| 支給額(百万円) | 6,779 | 653,472 | 324,502 | 236,169 | 113,434 |

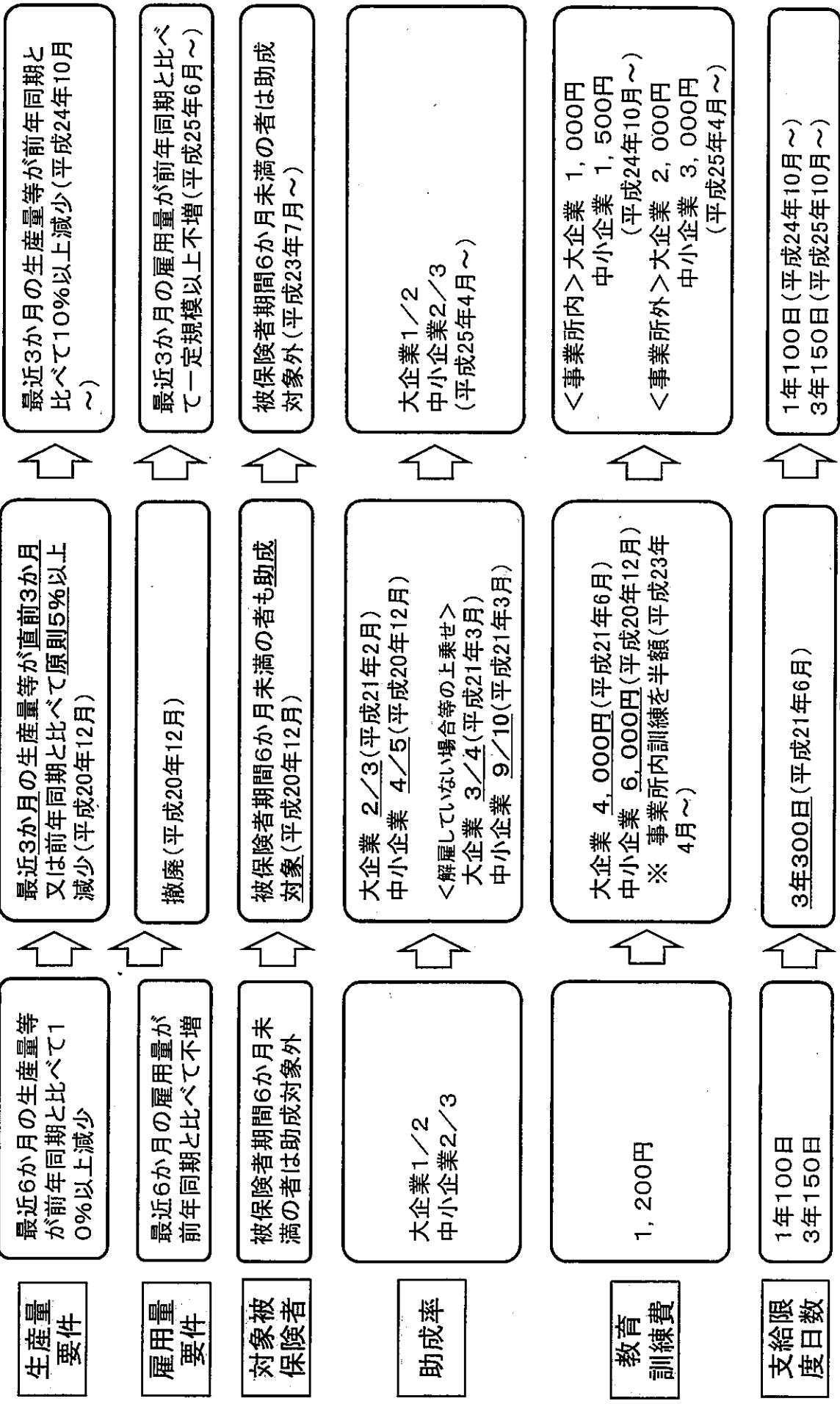


雇用調整助成金の拡充とその見直し (①これまでの見直し分)

リーマンショック前

リーマンショック後の拡充

見直し



雇用調整助成金の拡充とその見直し(②見直し未了分)

見直し前

リーマンショック後の拡充

リーマンショック前

| | | | |
|---------------------|---|---|--|
| 省令 クーリング 期間 | 対象期間の末日から1年 間は利用不可 | 撤廃(平成21年2月) | 利用の長期化を防ぐために、クーリング期間を 復活させ、対象期間の末日から1年間は新た な対象期間の設定を不可とする。 |
| 省令 休業規模 要件 | 事業所の所定労働延べ 日数に占める休業延べ 日数が大企業1/15以 上、中小企業1/20以上 | 撤廃(平成21年2月) | 限られた財源による助成金の効果を高める観 点から、休業規模要件を復活させ、一定規模 以上の休業等の場合のみ助成対象とする。 |
| 省令 特例短時間 休業 | 事業所単位の一斉休業 のみ時間単位休業を認 める | 労働者単位でも時間単位休 業可【特例短時間休業】(平 成21年2月) | 労働者単位の特例短時間休業は、個人の休 憩や遅刻、シフト変更などの見分けが難しい 場合があることから、事業所単位の一斉休業 のみ可とする取扱いに戻す。 |
| 省令 業務日の訓 練対象外 | 業務のあった日の訓練 は助成対象外 | 事業所内訓練に限り業務の あった日でも助成対象とする (平成21年6月) | 同一日に事業所内訓練と業務を行った場合、 訓練と業務の見分けが難しい場合があること 等から、業務日における訓練は助成対象外と する取扱いに戻す。 |
| 教育 訓練費 | 1,200円 | 大企業: 4,000円 (平成21年6月) 中小企業: 6,000円 (平成20年12月) | 平成23年4月、平成24年10月、平成25年4月に 訓練費の見直しを段階的に行ってきたところ があるが、事業所内・外の区分をなくし、助成額 をリーマンショック前の水準に戻す。 |
| 教育訓練の 基準 | 生産性向上に資する訓 練の基準に合致するも のを助成対象に | ネガティブリスト化により、職 業に関連する技能習得等を 目的とするものであれば幅 広く対象(平成21年3月) | 生産性向上に資する訓練とは認められない訓 練をネガティブリストに追加する。 |

○施行日:平成25年12月1日